

特別研究生研究発表要録

“Parikarpita, Vikalpita, Dharmatā” の考察

宮下晴輝

唯識思想の根幹をなす三自性の性格規定 (lakṣaṇa) は美に多様と言えざるが、そのなかの二つにこの標題の如く “parikalpita, vikalpita, dharmatā” の三つを以て規定するものがある。〔註 Madhyānta-vibhāga-Bhāṣya (MV-Bhāṣya, ed. by Nagao, Ch. 3, K. 16, p. 44) “Abhidharma-samuccaya (AS, ed. by Gokhale, The Journal of the Bombay Branch of Royal Asiatic Society, vol. 23, 1947, p. 29)” 及び Prajñā-paramitā-sūtras に属する支那の Maitreya-pariprocā-parivarta (MP, ed. by E. Conze & S. Tida, “Maitreya’s Questions” in the prajñāpāramitā, Mélanges d’indianisme a la mémoire de Louis Renou, 1968, pp. 237-239) の三つをキヌト中心に出せる。〕

この三自性を本質的に規定する例として MV Ch. 1, K. 5 を挙げてみる。〔註 MV-Tīkā, p. 116, 10 行目。〕 それに “artha, abhūtaparikalpa, dvayābhāva” の三つを以てする。この場合の依他起性の規定に相当する abhūta-parikalpa には二義が認められる。「実在しなご二者が、これに對して、あるは、これによつて分別される」〔註 MV-Tīkā, p. 13, 18-19〕

この二つは abhūtaparikalpa の二義を以て karana (Instrumentality) の意味で用ひるもの。〔註 MV-Tīkā, p. 22, 14-15, p. 23, 2-3 の二つの偏類参照。〕他方同様 abhūta-parikalpa によつて規定される依他起性が adhikaraṇa の意味で用ひられる例として Mahāyāna-saṅgraha (MS) Ch. II の冒頭の規定を挙げる。〔註 MS, ed. by É. Lamotte, Ch. II, S. 2, pp. 24-25, 取意。〕 またこの二つは 同く MS Ch. II, 16 なる確かられる。この二つは [parikalpa を以て parikalpya があるならん、遍計所執性が〔成立する〕と云ふ、その parikalpa には意識ひある、parikalpya には依他起性ひあると云ふ。この二つを以て「依他起性」に對し (paratantra-svabhāve) “ある形象 (ākāra) を以て分別された (parikalpita) 場合のその [形象] がこの場合遍計所執性 (parikarpita-svabhāva) である」と。従つてこの二つは依他起性は分別の所依を意味して adhikaraṇa で用ひる。しなごそれな parikalpya と規定する。即ち分別あること執着の所依とは、それを指し向ひらるもの対象ひあるものを意味する。ただし、分別されたものの例〔註 MV Ch. 1, K. 5 行目 artha〕とは區別されねばならぬ。この二つに取扱へ三自性の規定のうち、依他起性を示す vikalpita 及び adhikaraṇa とこの二つの依他起性を言つて挙げるものと異なる。

以下 vikalpita とこの規定に限り、先に挙げた三つのテクニクを比較する。これらのテクニクに共通して言えるのは、蘊界処等の諸法を熟知するもの (kausalya) 又はその法の差異を熟

知るるじゆ (prabheda) が主題となつてゐるじゆである。MV-Tika に従つて要約すれば、「色・受・乃至有為・無為とらた各辞をもつて表現せられたもの」各々は、vikalpita, vikalpita, dharmatā”とらた三つの観点に基づき、それぞれ三つの自性を有する、とらた三つに熟知するものである〔註 MV-Tika, p. 140, 5〕。先づ MV-Bhāṣya には、「vikalpita である(色)は色に(とらた)の依他起性である。なぜならそれ(とらた)の対して (tatra) 色の分別がなされるからである」と言ふ。この場合の「それ(とらた)」とは、vikalpita である色に對して、とらたの意味である。MV-Tika は所依 (adhiṣṭhāna) と解す〔註 ibid. p. 140, 8〕。更にまた、色とらた表象をもつた識に對して (rūpa-pratibhāsa-vijñāne)「真実を見ゆるもの(とらた)なり、色の概念 (samijñā) をとらたして色の執着がなはれる (rūpābhīvesāḥ kriyate) 」と解す〔註 ibid. p. 139, 6-7〕。AS には、蘊界処が vikalpita であり、それ(とらた)に對して我なり (ātmanī va sattvo, jīvo, etc.) が分別される、と言ふ。AS-Bhāṣya には、「それ(とらた)に對して、我等の真実ならざる分別が起る」と言ふ〔註 AS-Bhāṣya, ed. by N. Tatta, p. 45, 18〕。MV-Bhāṣya とは同様な解釈を与へてゐる。とらたが、所依とらたの依他起性を MS には、「ナーマヤ識より生じた識知」とらた、MV-Tika には「色等の表象をもつた識」とらたのに對し、こころは単に蘊界処とするにすぎない。この意味で、一、二の例外を除いて蘊界処の実在性に何ら制限が加えられない、つまり pudgala-nairātmya は主張するが dharma-nairātmya は主張しなから故に、AS は Hinayāna の見解を前提とする、とらたわれてゐる。然し三自性の説とも関連する四尋思説を述べるなかで、事尋思に關し、「蘊界処の相は〔名身等によつて色等と表現されたとおりにそのまは〕すべ

に成立してゐるのではなから」と言へる〔註 AS, Peking ed. p. 265, 122b〕。MV-Tika が、先の三つの規定を述べたあとと續いて、この四尋思説について各 (nama) と事 (vastu) に相當する名と義 (artha) の問題を展開し、名義が vaoya-vācaka の關係を離れてゐるこころ、つまり、義が名による表現のまま存在しないことを論じてゐる。これは vikalpita として規定されている依他起性の性格を述べてゐるものに他ならないことを考え合わせると、AS の事尋思を述べる一節は、蘊界処の実在性に言及するものであり、これが、vikalpita としての蘊界処と何ら関連しないものであるとは言い切れない。

次に MIP には、vikalpita である色及至仏法とは、表現形態の因である事を、分別にすぎないという真理性のもとに定置すること、またそれを分別によつて表現することである、と述べてゐる。こころでは二重に性格づけられてゐる。その第一は、先にふれた事尋思に關連したものであり、また MS 中の規定にある「諸の識知が識知にすぎないものであること」とらた一文に相當する。第二は、MV, AS 中で、「それ(とらた)に對して分別がなはれる」とらたわれてゐるものに相當する。とらたは、vikalpita」とらた言葉は、分別の所依となり対象であるものを指す。そしてそのこころは、この MIP の規定中の「表現形態の因 (nimitta)」とらた言葉や、それが「分別によつて表現」される対象であることからも知られる。しかし、その「表現形態の因である事」がそのまは vikalpita なるものであるとは明言されてゐない。MIP は、「表現形態の因である事」を主題として、それが何であるかを明言することを巧妙に避けてゐるかのようである。他方 MS や MV-Tika には、それを極めて明瞭に組織立ててゐると言える。